

鳥栖市教育大綱



令和8年4月

鳥栖市

1 はじめに

平成 26 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成 27 年度から首長が総合教育会議を招集し、教育に関する大綱を策定することとなりました。

「鳥栖市教育大綱」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 に基づき、鳥栖市の教育、学術及び文化の振興に関する施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めました。

2 大綱の位置づけ

鳥栖市では、まちづくりの指針となる「第 7 次鳥栖市総合計画（令和 3～令和 12 年度）」を策定し、様々な取組みを推進しています。

また、鳥栖市教育委員会では、毎年、その年度の運営方針として「鳥栖市教育プラン」を作成しています。

「鳥栖市教育大綱」は、総合計画を基本に策定し、策定後の見直し等については、総合計画の改訂等に合わせ見直しを行うこととしています。

「鳥栖市教育プラン」については、大綱の理念を実現するための教育委員会における具体的な取組みについて掲載します。

3 教育の基本理念

羽ばたけ！ふるさと鳥栖の未来を拓くひとづくり

鳥栖市では、市の宝である子どもを真ん中に据え、

- まちづくりの主役となる人材を育成すること
- 国際社会で活躍できる人材を育成すること
- 知・徳・体の調和のとれた生きる力を身につけること
- ふるさと鳥栖に愛着や誇りをもつこと
- 生涯を通じて学び、夢や希望をもって豊かな人生を送ること
- 多様な価値観を認め、お互いの人権を尊重すること

など、人や社会とのつながりを大切にし、多様な人々と協働を図るとともに、より良い社会を創造し、ふるさと鳥栖の未来を拓くひとづくりを目指します。

4 教育方針

教育の基本理念を実現するために、3つの教育方針に沿って教育に関する施策に取り組んでいきます。

《教育方針1》

たくましく生きる力をもった子どもたちの育成

ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持ち、未来を担う「鳥栖っ子」を育成します。

小学校及び中学校の義務教育9年間は、子どもたちの人格形成の基礎をつくるとても大切な期間です。家庭や地域、行政がそれぞれの役割を適切に果たし、相互に連携し合い、子どもたちが社会の形成者として成長できるような教育を推進します。

このため、鳥栖市及び鳥栖市教育委員会は、

- ◇ 教科「日本語」を核とした小中一貫教育を推進するとともに、ICT教育環境の整備をはじめ、魅力ある教育環境づくりを通じ、個別最適な学びの実現と協働的な学びを促進させ、一人ひとりの可能性を引き出す教育を充実させます。
- ◇ 全ての子どもたちが安心して学び、成長できる体制づくりに向けて、様々な分野の関係者及び関係機関と連携した教育相談の充実を図ります。
- ◇ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎が培われるよう食育を推進します。
- ◇ 子どもたちが希望するスポーツ・文化芸術活動に参加し、親しみ、また、様々な体験をする機会を確保するため、これまでの学校単位での取組から、学校を含めた地域社会全体の取組となるよう、新たなスポーツ・文化芸術活動環境の構築を目指していきます。
- ◇ インクルーシブ教育の考えのもと、すべての子どもたちが安心して共に学び、共に成長できる体制づくりに向け、様々な分野の関係者及び関係機関と連携し、幼児期からの切れ目ない支援に努めます。
- ◇ 安全で安心した学びができるよう学校施設の整備を進めていきます。
- ◇ 地域とともに子どもたちを育て、見守る教育環境として、コミュニティ・スクールを推進します。

《教育方針2》

生涯にわたり自ら学び続ける学習環境の実現

誰もが共に認め合いながら、生きがいをもって学び続ける環境をつくります。

暮らしの中で学ぶ機会の充実を図ることにより、一人ひとりの主体的な学びを支援し、鳥栖で暮らす市民の皆さんが喜びと幸せを実感し、鳥栖で暮らし続けたいと思えるような環境整備を図ります。

このため、鳥栖市及び鳥栖市教育委員会は、

- ◇ あらゆる年齢層の市民の主体的な学習活動を促進する仕組みづくりに取り組み、生涯学習の機会を充実させます。
- ◇ すべての人々の人権が尊重され、豊かで安心して暮らすことができる社会をつくります。
- ◇ 学校や家庭、地域と連携を深めながら、青少年を心豊かに育みます。

《教育方針3》

鳥栖の伝統・文化の未来への継承と情報発信

鳥栖の「たから」である多様で豊かな文化遺産の適切な保存と積極的な活用、確実な継承、魅力の発信を行い、郷土鳥栖への誇りが市民に浸透するよう努めます。

鳥栖市には、勝尾城筑紫氏遺跡をはじめとする史跡や伝統芸能等の貴重な文化財が数多く残されています。郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、先人たちがこれまで守り受け継いできた地域の歴史や文化を鳥栖の魅力向上に活かし、国内外へ情報発信しながら次世代へ継承していくことが必要です。

かけがえのない市民共有の財産として、史跡の整備や文化財の活用を図るとともに、担い手の育成支援や新たな文化資源の調査、記録などを推進していきます。

このため、鳥栖市及び鳥栖市教育委員会は、

- ◇ 市民が歴史や文化に触れ、身近に感じる機会を充実させながら、市民共有の財産としての伝統文化を保存・活用・継承します。